

(明治・大正編Ⅳ)

明治・大正時代には、殖産興業政策により繊維産業を中心とした製造業の発展がみられたが、産業近代化はこれだけにとどまらず、金融や交通・運輸などといった製造業以外の分野でも様々な動きがみられた。

金融業では近代化政策として最も重視されたのが、銀行の設立であった。初期には国立銀行券（紙幣）の発行機能を有する国立銀行が全国各地に設立され、鳥取県でも第六十五国立銀行、第八十二国立銀行という二つの国立銀行が現れた。日本銀行の登場により、その役目を終えた国立銀行に代わって金融業の中心となるのが私立銀行であり、鳥取県内でも米子銀行をはじめ多数の私立銀行が創業することになる。

また、明治時代には情報伝達の手段として郵便や電信・電話などの発達が見られ、さらに新聞が相次いで発刊された。鳥取県で最初に創刊された新聞は、1872年刊の鳥取県新報第1号である。鳥取県新報は行政活動を住民に知らせるための新聞であり、政府の指導によるものであった。しかし、自由民権の機運の盛り上がりとともに、次第に多様な新聞が発刊されるようになる。

1. 金融業の発展

(1) 明治時代初期の金融

① 金融機関の近代化

江戸時代には全国共通の通貨制度はなく、各藩独自の紙幣である藩札は、幕府から発行が許された藩内でのみ通用するものであった。

明治政府は財政基盤が脆弱であったことから、早急に通貨制度の改善を図る必要があった。明治時代の初期には、古くからの金貨・銀貨、各種藩札、太政官札、民間の為替会社の金券など多様なものが通貨として混在しており、この状況を改善するため、1870年（明治3年）に1円銀貨の本位貨決定、翌年の新貨条例と藩札引換条例、さらに1872年に国立銀行条例を公布した。

明治時代になってもしくはばらくは金融機関の改廃はほとんどなく、旧藩時代のままであった。鳥取

県には藩営の金融機関であった融通会所（融通座、1869年に商法会所と改称）と呼ばれる組織があり、いわゆる預金業務は行っていなかったものの、資金融資や物品仲介事業などで、民間産業の発展に寄与していた。

国立銀行条例の公布によって金融の近代化を目指す政府は、旧来の金融機関である融通会所の廃止を決定した。鳥取県では、融通会所は県内の金融に重要な役割を果たしていたことから存続を希望したものの許可されず、融通会所は民間企業の勸業社として再出発することになった。

勸業社は1872年の半ば以降、鳥取、米子、倉吉、境、根雨（日野郡）の5ヵ所に設立された。これら勸業社は明治時代における鳥取県最初の民間

金融機関であり、過渡期の銀行類似会社とも呼べるものであった。県の保護もあって活発な運営を行っていた勸業社だが、1873年から1874年にかけて貸付資金源の枯渇などにより、経営は次第に悪化していった。こうして、1876年頃にはすべての勸業社が閉鎖された。

② 島田組の進出

県内で勸業社が活動していたころ、金融に重要な役割を果たしたものに為替方(幕府や藩の公金を管理し、収支を取り扱う御用金融機関)の島田組があった。島田組は京都の豪商であり、明治時代に入ってから大蔵省の為替方として重要な役割を果たし、民間の金融や商業活動も活発に行っていた。

この島田組が鳥取県に進出したのは1871年(明治4年)頃であり、1873年には正式に鳥取県為替方として事業を行うようになる。島田組は税金、各種手数料などの収納と管理、県民への各種支払い、政府との金融取引などあらゆる公金出納事務を取り扱う一方で、民間の金融機関として資金貸し付けや商業活動も手がけていた。ところが、1874年末に島田組は突然事業を停止した。この直前、島田組同様に為替方として活動していた小野組が破産しており、このような小野組や島田組の経営破綻は全国的な金融不安を引き起こし、不況の深刻化や商社の倒産などにつながった。

(2) 銀行の成立と発展

① 国立銀行の設立

政府は近代的な金融機関を設立することを目的に、1872年に国立銀行条例を制定し、その後1876年には設立条件を緩和した改正を行った。これ以降、各地に国立銀行が続々と設立されていった。国立銀行は官営ではなく民営の銀行であったが、

国立銀行券(紙幣)の発行が許可されていたことが、私立銀行との大きな違いであった。

鳥取県ではこうした国立銀行の設立気運を、士族授産事業の一つとして利用しようと旧藩主などが中心となって士族に呼びかけ、銀行の設立を画策した。こうして、まず東京在住の旧鳥取士族によって1878年(明治11年)9月に設立されたのが第百国立銀行だが、この銀行は本店を東京の日本橋に置くなど、鳥取県の銀行とはいえないものであった。

県内で設立された国立銀行としては、1878年11月に設立が許可され、同月末から営業を開始した第八十二国立銀行、1878年11月に設立が許可され、翌年1月に開業した第六十五国立銀行がある。これらはいずれも現在の鳥取市に本店を構え、狭いエリアに二つの国立銀行が出来るといった異常な状況となったが、これは旧鳥取士族の中に二つの対立する派閥があつて、それぞれが銀行を設立したことによるものではないかとみられている。

② 国立銀行の盛衰

県内の二つの国立銀行のうち、第六十五国立銀行は、規模、資本金等あらゆる面において第八十二国立銀行を下回り、開業以来営業成績は芳しくなかった。このため、1880年(明治13年)頃から神戸への移転・身売り計画が進められ、1882年には鳥取県から姿を消した。

一方、第八十二国立銀行は当初から順調な営業を続けていた。政府の殖産興業政策が積極化して、事業熱が盛り上がりつつあったことも、同銀行の業績を押し上げる大きな要因となった。しかし、1888年(明治21年)頃から第八十二国立銀行の経営は急激に悪化した。預金実績が伸び悩んだこと、全国的な起業熱によって設立され短期間

で倒産した企業への不良貸付が増加したことなど、様々な要因によるものとみられている。

1882年(明治15年)には日本銀行が設立され、紙幣の発行を一手に担うことになった。これによって、これまで設立された国立銀行は発券銀行としての意義を失った。さらに1883年には国立銀行条例の改正が実施され、国立銀行としての存続は設立後20年までという期限が設けられることになった。つまり、近代的な金融を担うものとしての国立銀行の役割は、ほぼこの頃までに終了していたとみられる。

経営が悪化した第八十二国立銀行は、第三国立銀行(後：(株)安田銀行、現：(株)みずほ銀行)の経営者で有数の実業家であった東京の安田善次郎に救済を依頼、安田氏は1893年(明治26年)に同銀行の本店を東京に移し、安田財閥の傘下に迎えた。1897年には第三銀行に吸収合併され、同銀行の鳥取支店として再出発した。

なお、神戸に移った第六十五国立銀行は1898年に私立銀行に転換し、第六十五銀行として営業を行っていたが、1928年(昭和3年)に神戸岡崎銀行(後：(株)神戸銀行、現：(株)三井住友銀行)に吸収合併されることになる。

③ 私立銀行の出現

明治時代の初期における近代的な金融機関はほぼ国立銀行のみであったとみられるが、明治時代の中頃になると私立銀行や融通会社など多くの金融機関が設立されるようになる。

1893年(明治26年)に普通銀行(私立銀行)の設立に関する銀行条例が施行され、その直後となる1894年に鳥取県で初めての私立銀行である株式会社米子銀行が設立された。

また、日清戦争後の好景気によって民間企業の数は増大し、これらの資金需要の高まりが金融機

関の設立を促した。鳥取県でも米子銀行に続き、各地に私立銀行が出現するようになった。1897年(明治30年)には鳥取県に本店を置く貯蓄銀行としては初めての株式会社中国貯蓄銀行が設立された。また、同年、日野郡根雨村(現：日野町)に株式会社根雨銀行が設立された。

このように金融機関の数は次第に増加し、明治時代末における鳥取県での主な金融機関は図表1に示した通りである。この表は銀行だけでなく、銀行類似会社と呼ばれた倉吉融通、浦富融通、奨恵なども含んでいるが、いずれにしても様々な金融機関が活動していたことをうかがわせる。このうち、鳥取県農工銀行、米子銀行、鳥取銀行については資本金規模が10万円以上となるなど特に規模の大きな金融機関であり、中でも米子銀行は支店・出張所を3カ所抱えるなど県内有数の金融機関となっていた。

図表 1 鳥取県の主な金融機関
(1911年[明治44年])

	支店・出張所数	資本金(円)
(株)鳥取県農工銀行	—	500,000
倉吉融通(株)	—	25,000
(株)境通商銀行	—	60,000
(株)米子銀行	3	200,000
(株)根雨銀行	—	50,000
(株)中国貯蓄銀行	2	30,000
(資)鳥取銀行	1	100,000
浦富融通(資)	—	10,000
(資)若桜銀行	—	50,000
奨恵(資)	1	25,000

資料：鳥取県「鳥取県統計書」

米子銀行

米子銀行を設立した坂口平兵衛は、地元の有力実業家として活躍していた。米子銀行は同氏の経営する多くの事業の機関銀行的な意味合いがあっただけでなく、地元金融機関を切望する住民や商人にとっても重要な役割を果たし、地方金融に大いに貢献した。

1897年（明治30年）に西伯郡淀江町（現：米子市）に出張所を設けたが、これに先立つ1895年には西伯郡の金庫事務の取り扱いを開始していた。1899年には鳥取県の金庫事務を命じられるなど、県内での米子銀行の重要度が次第に高まっていたことがうかがえる。

その後、1903年（明治36年）に東伯郡由良村（後：大栄町、現：北栄町）に支店を設置して東伯郡進出の足がかりをつくり、1906年には日露戦争後の不況期で経済は不安定な状況にあった中で、東伯郡赤碕町（現：琴浦町）に支店を設けて営業エリアの拡大を図った。

1912年（明治45年）になると、山陰線の京都～出雲今市間が開通し、山陰地域の経済が活性化していたことを背景に、米子銀行は一層の資本金規模の拡大を図った。

大正時代に入ると、1913年（大正2年）に島根県能義郡に安来支店を設け、淀江出張所を支店に昇格、翌年には鳥取支店を設置した。1916年（大正5年）以降も島根県内を中心に、次々と支店を設置していった。こうして、同銀行は多くの支店網によって出雲地方から因幡地方にまたがる大銀行へと変貌していったのであった。

根雨銀行

日野郡は山林資源に恵まれ、古くから製鉄業が営まれていたが、根雨村はそうした日野郡にあって、姫路～津山から出雲に抜ける出雲街道の要衝

で、宿場町として栄えていた。

この根雨村で1897年（明治30年）に設立された根雨銀行は、地元の有力実業家であった近藤家が中心となって立ち上げたものであり、近藤家の事業をバックアップする機関銀行としての性格が強かったが、日野郡唯一の銀行ということで営業は順調であった。

大正時代に入り、1917年（大正6年）から1924年にかけて、日野郡の霞村^{たり}、多里村（いずれも現：日南町）、黒坂村（現：日野町）、江尾村^{えび}（現：江府町）に支店を設置したが、日野郡以外への進出は行われず、あくまで地元の金融機関として活動していたものとみられる。

鳥取銀行

鳥取銀行は、1899年（明治32年）に鳥取市に設立された官民合弁の小規模な金融機関であった鳥取融通合資会社が前身である。

1903年（明治36年）に合資会社鳥取銀行と改め、1910年（明治43年）から1912年にかけて八頭郡^やに二つの支店を設けた。1914年（大正3年）には株式会社に改組し、名称を大正鳥取銀行へ変更した。社名に大正と付けたのは、当時既に大阪府泉南郡西鳥取村（現：阪南市）に鳥取銀行という名称の銀行があったためであるといわれている。その後、1915年には八頭郡の河原村（後：河原町、現：鳥取市）、賀茂村^{こおげ}（後：郡家町、現：八頭町）、岩美郡岩井村（現：岩美町）の3カ所に支店を設置するなど営業地盤を拡張していった。

若桜銀行

若桜銀行は、1897年（明治30年）に設立された若桜融通合資会社を前身としており、鳥取銀行と同様の経緯をたどっているといえよう。

1905年に合資会社若桜銀行と改称し、1907年

(明治40年)には材木の町にふさわしく、ケヤキ造りの建物を新築して移転している。なお、この新築された若桜銀行の建物は、後に山陰合同銀行の若桜支店となり、1981年の若桜支店の社屋新築後は移転・復元され、1987年に岩美町によって有形文化財の指定を受けている。

④ 農工銀行

普通銀行や貯蓄銀行のほかに、この時期の金融機関として重要なものに農工銀行がある。農工銀行は、1896年(明治29年)に公布された農工銀行法に基づく特殊銀行であり、農業や工業を改良、発展させるために、土地やその他の不動産を抵当に低利で長期の資金を貸し付けることを目的に設立されたものである。

鳥取県農工銀行は1897年に県によって設立され、本店は鳥取市に置かれた。設立当初は農工銀行の営業は順調であったが、普通銀行との競合激化や巨額の貸付残高に耐えられなくなったことから経営が行き詰まった。1921年(大正10年)に日本勧業銀行と農工銀行の合併に関する法律が制定され、各県の農工銀行は相次いで日本勧業銀行に吸収合併された。鳥取県農工銀行は1921年に日本勧業銀行に吸収合併されたのであった。

⑤ 銀行類似会社

設立要件が比較的厳しい銀行に対し、民間で自由に設立して貸金業務が行えるものに、銀行類似会社があった。銀行類似会社は個人の貸金業が会社組織に転じたものや、設立当初から株式会社形態をとる比較的規模の大きなものまで雑多であった。また、一般庶民を対象とした銀行類似会社として質屋金融があった。1888年頃から国立銀行が不振に陥っていったのに対し、質屋金融は順調に発展し、店舗数や貸出残高は年々拡大していっ

た。この結果、県内の質屋における1897年(明治30年)の貸出残高は、同時期の銀行による貸付残高に匹敵するほどとなった。

鳥取県で明治時代初期から活動していた銀行類似会社に、河村郡(現:東伯郡)の橋津村(後:羽合町、現:湯梨浜町)で開業した^{しょうけい}奨恵社があった。奨恵社は旧藩倉を利用した倉庫業やその預り米を担保とした融資を行い、利益を郡内の窮民救済事業などに使用することを目的に、1882年(明治15年)に設立されたものである。同社は設立当初から融資活動を行っていたが、次第に商業的色彩を強めるようになり、1894年(明治27年)には金融業と倉庫業を独立させ、新たに奨恵合資会社を設立した。奨恵合資会社は1912年(明治45年)、株式会社奨恵銀行と改組・改称し、1918年(大正7年)には東伯郡倉吉町(現:倉吉市)に本店を移転した。

^{あいみ}会見郡境町(現:境港市)では、倉庫業と金融業を営む^{さんこう}三港社が1880年(明治13年)に設立された。この頃、境港が山陰の遠隔地商業の中継港として活況を呈していたことによる。1893年には三港合資会社となり、これが改組して株式会社化した後に、1897年(明治30年)に境通商銀行と改称した。

明治時代末期に山陰鉄道が開通したことからは海上交通が激減し、境通商銀行の経営が悪化、1913年(大正2年)には島根県の安濃銀行に経営が引き継がれて同社の境支店となった。なお、境通商銀行のいわゆる看板は島根県簸川郡古志村(現:出雲市)の有志に買い取られ、新しく古志銀行として活動を開始することになる。

このほか、小規模の銀行業務を行っていた金融機関に県内各地に設置された融通会社がある。これらの中でも最も歴史の古いのが、倉吉融通会社である。同社は1887年(明治20年)に創業、1894

年（明治27年）に株式会社化して、社名を倉吉融通株式会社と改めた。昭和時代初期になって株式会社倉吉銀行へと改称するが、経営不振のためか同年末に解散した。

（3）銀行の大合同

① 大正期の銀行の増加

明治時代末期から大正時代にかけては、日露戦争後の不況が尾を引き、全国的に景気は低迷が続いていた。しかし、鳥取県は山陰鉄道の建設などを背景に経済は順調であり、1912年の山陰本線の全通以降は都市部も農村部も他地域との商取引や物流の活発化などから、資金需要は旺盛な状況が続いていた。

こうした山陰鉄道の開通に影響を受けて1912年（大正元年）末に西伯郡米子町（現：米子市）で設立されたのが、山陰実業銀行である。当時の米子町には米子銀行、中国貯蓄銀行や第三銀行（後の安田銀行）の支店などがあって、金融環境は充実していたが、そのような中で新たな銀行の設立があったのは、山陰鉄道の開通による経済の活発化がかなり寄与したものと考えられる。

また、鳥取市では1914年（大正3年）末に大正鳥取銀行、協立銀行の二つが設立された。このうち協立銀行は、1906年に鳥取市に開設された共立銀行（兵庫県美方郡^{みかた}）の鳥取支店が中心となり、市内外の商工業者と協力して同支店と同銀行倉吉支店を買収して設立されたものである。

この頃の鳥取市には農工銀行の他、第三銀行、第百銀行、中国貯蓄銀行、米子銀行の各支店と、鳥取銀行があった。しかし、これらはいずれも県外・市外の銀行の支店か、もしくは大規模事業者のための銀行であった。そこで、鳥取市の商工業者の便益を図るための地元銀行の創設が望まれており、そうした銀行設立の熱意によって開設され

たものであった。

② 金融業界の再編

1919年（大正8年）以降、わが国経済は第一次世界大戦後の不況下にあった。1920年の初めから欧州の復興もあって、わが国の輸出は急減する一方で輸入が増大していた。経済の不振が続く中で、輸入資金の需要増は資金逼迫の原因となり、巨額の貸出に耐えられなくなった銀行の経営破綻などにより銀行数は次第に減少していった。さらに、1923年（大正12年）の関東大震災は国内経済にとって大きな打撃となり、金融業界は混乱に陥った。こうしたことを背景に、政府は銀行の整理・再編成を目指すようになる。

1924年（大正13年）に政府は財政緊縮政策を打ち出したが、その一環として銀行の整理・統合を進めていくことになった。これをきっかけに、大正時代末から昭和時代初期にかけて銀行の大合同が進展していくことになる。

この銀行合同の時代に先がけて鳥取県金融業界を揺るがす事件となったのが、1924年に起きた協立銀行の取り付け騒ぎであった。これにより、

図表 2 山陰地域の本店銀行数の変化
（大正時代）

	鳥取県	島根県	合計
1912年(大正元年)末銀行数	11	28	39
設立	5	3	8
転入	1	1	2
転出	1	0	1
合併	1	21	22
解散	2	1	3
1926年(昭和元年)末銀行数	13	10	23

資料：(株)山陰合同銀行「山陰合同銀行史」

協立銀行は休業状態に陥り、その後は休業状態のまま不良債権の整理に取り組んだ。しかし、不況下であって整理は進まず、1926年（大正15年）に同銀行は破産、1928年（昭和3年）には因幡銀行と名称を変更して業務を再開したものの、結局1935年に解散することになる。

大正時代から昭和時代にかけては、協立銀行のみならず多くの銀行の経営が悪化しており、銀行の合同による体質強化が重要な課題となっていた。山陰地域では、島根県においてすでに大正時代半ばから銀行の合同がみられるようになっていたが、鳥取県では大正時代末期になるまで本格的な合同は起きなかった（図表2）。

なお、島根県側ではこの頃までに松江銀行を中心とした統合が徐々に進んでいた。同銀行は大正時代の半ばから終わりにかけて、島根県内の銀行を合併しつつあり、既然大正時代末期には山陰地域でも随一の大銀行となっていた。これに対し、鳥取県においては、大正時代には銀行の合同はほとんど進まず、全国的にみてもあまり金融業界に変化がなかった地域であったといえるであろう。鳥取県で本格的な銀行の合同が始まるのは昭和時代に入ってからとなる。

③ 雲陽実業銀行の成立

既に述べたように、鳥取県内では銀行の合同はほとんど進まなかったが、1925年の山陰銀行と大国銀行の統合に続いて、1926年（大正15年）には山陰地域の金融業界でも非常に重要な銀行の統合が起きている。それは、鳥取県の山陰実業銀行と島根県松江市に拠点を置く雲陽銀行の統合である（図表3）。

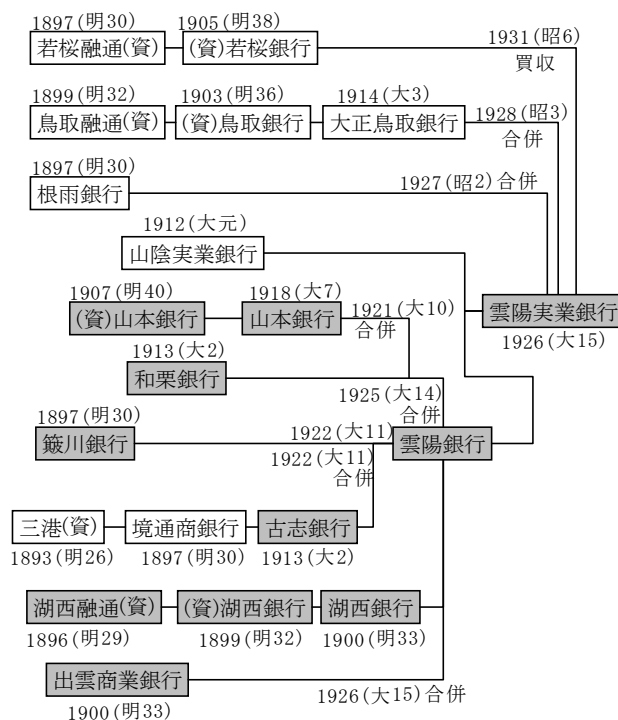
これら銀行のうち、島根県にあった雲陽銀行は、1897年（明治30年）に創業した簸川銀行が前身である。簸川銀行は当時の郡長が郡内の大地

主に働きかけて設立されたものといわれており、資本金15万円で事業を開始した。

1907年（明治40年）には資本金を50万円に増資して事業拡大を図り、さらに1922年（大正11年）には簸川郡古志村（現：出雲市）の古志銀行を合併した。その際、簸川銀行は雲陽銀行と名称を変更したが、これは簸川郡という一地方の銀行にとどまらず、事業範囲の拡大を図るとともに心機一転して営業活動に邁進しようという意気込みを示したものであった。1923年（大正12年）には本店を松江市に移転し、さらに1925年には和栗銀行を合併、翌1926年に湖西銀行、出雲商業銀行を合併して資本金190万円とした。

一方、この頃の山陰実業銀行の資本金は150万円で、預金や貸出の水準などについてもほぼ雲陽

図表3 雲陽実業銀行を中心とした銀行の大合同



注：網掛けは島根県側の銀行
資料：(株)山陰合同銀行「山陰合同銀行史」

銀行と同程度の規模であった。両行が合併することでそれぞれ島根県、鳥取県にまたがる山陰地域全体を営業エリアに置くことができるという大きなメリットがあった。

こうして、1926年に山陰実業銀行と雲陽銀行は対等合併し、雲陽実業銀行が成立した。同銀行は松江市にあった旧雲陽銀行の本店をそのまま本店とし、山陰実業銀行の本店を米子支店とした。この合併により資本金規模は340万円となり、山陰地域では松江銀行に次ぐ大規模銀行となった。この後、昭和時代に入ると、雲陽実業銀行は鳥取県内の銀行を吸収合併し、鳥取県における営業の地盤を固めていくことになる。

2. 郵便・電信・電話

(1) 郵便

明治維新の前までは、書状の送達は飛脚便によって行われ、役所の公用書状などは常飛脚を置いて処理する方法もとられた。明治維新後もしばらくはこれが踏襲され、1868年(明治元年)に政府は会計官の所轄下に駅通司を設置して事務を統括していた。

この制度が大きく変わるのが1870年(明治3年)であり、この年に郵便規則が定められ、翌年に東京、京都、大阪に書状集箱を設置して賃銭切手を貼って郵便物の交換を行うなど、新しい郵便制度が開始されたのであった。

鳥取県は1872年(明治5年)に鳥取・米子の飛脚を廃止、県内18カ所に郵便取扱所を設置して土地の豪農や商家に取り扱いを命じた。

なお、郵政を管理する^{えきていし}駅通司の名称は、後に駅通寮に変わり、1874年(明治7年)に内務省の所屬となった。さらに、1877年(明治10年)には駅通局と改称、1881年(明治14年)には農商務

省の新設によりその管轄下に入った。地方の事務は府県令に委ねられたが、1883年に駅通区編成法の制定により、国内すべてが駅通区で区分されることになる。

(2) 電信・電話

① 電信

電信に関する知識は幕末にペリーによってもたらされ、1869年(明治2年)には東京～横浜間に電信線が架設されて新しい事業として発足した。翌1870年には大阪～神戸間、1871年から1873年にかけては東京～長崎間に電信線が引かれ、国内電信事業が官営事業として発展していった。

1873年に完成した東京～長崎間の電信は、その利便性の高さが注目されていたため、1876年(明治9年)になって豊岡県(現：兵庫県および京都府)、鳥取県、島根県、浜田県、山口県の山陰5県が連署して山陰道を経由する電信線の着工を工部省に要請した。次いで、1878年にも改めて出願したことから、山陰経由の電信線が設置されることになった。

こうして、1879年(明治12年)5月に萩～浜田～松江間、また、同年12月に松江～鳥取間が開設され、1882年になって山陰全線が完成したのであった。1880年には鳥取、米子に電信分局が設置されて電信事業を開始しており、これが鳥取県内(当時は島根県エリアとなっていた)における通信事業の始まりであった。1881年には境電信局が開設され、その後も次々に電信局が開設されていった。

開始当初は伸び悩みをみせていた電信の利用件数だが、明治時代の後半頃から普及していくようになり、大正時代には第一次世界大戦による情報通信ニーズの増大などもあったためか、電信の国内発着信件数は大幅に増加することになる。

② 電話

電話についても電信と同じくアメリカから伝えられたものであり、わが国で初めて電話が開通したのは1889年（明治22年）の東京～熱海間である。その後、初の長距離通話として東京～大阪間が開通したのが1899年（明治32年）であった。この年にわが国での電話加入者数は1万人を超えている。

しかし、電話は郵便や電信に比べて普及が進まず、明治時代末期頃になるまで地方での電話事業は開始されなかった。鳥取県では、1907年（明治40年）における皇太子（大正天皇）行啓に対応するため、急遽、知事官舎、停車場、市役所などに臨時の電話が設置され、県庁内に交換台が置かれるといった状況であった。県内での電話線の架設が本格化するのは翌年からであり、1908年半ばに鳥取市内で要望の高かった公衆電話が開設されることになる。

県内西部エリアにおいては、1909年に米子で、また1910年から境で電話交換事務が取り扱われるようになり、大正時代にかけて電話が次第に普及していった。この当時の電話機の価格は高価であり、加入者の多くは官公庁、学校、企業、工場、旅館、大商店などであったといわれている。また、京阪神などとの遠距離通話ができるようになるのは大正時代の後半からとなる。

3. 新聞

（1）明治時代初期の新聞

明治時代には、情報伝達手段として新聞が相次いで創刊され、1870年（明治3年）にはわが国初の日刊新聞となった横浜毎日新聞（1940年[昭和15年]に帝都日日新聞に吸収され消滅）が発行されている。次いで、1872年（明治5年）には東京

で初の日刊紙となった東京日日新聞（現：毎日新聞）、1874年（明治7年）には合名会社日就社による読売新聞、1879年（明治12年）には大阪で朝日新聞が発行されるなど、現在につながる大手新聞社の多くが明治時代初期に創業している。

鳥取県で最初に創刊された新聞は、1872年に出版された鳥取県新報第1号である。当時、県庁などでは政府の意を受け、行政を住民に知らせるための新聞の発行を奨励しており、このような政府の宣伝を兼ねたものとして発刊されたのが鳥取県新報であった。1873年5月には米子新聞が発行された。米子新聞は行政の意向を伝える鳥取県新報とは一線を画しており、民衆の啓蒙のための新聞という立場であった。

1880年（明治13年）頃になると、県会や国会の開設などで自由民権の気運が台頭した。生活苦による政府批判も行われ、これらの風潮を背景に自由民権を謳う新聞が数多く発行されるようになる。この時期に鳥取県で発行されたのが鳥取新報^{かつくしんし}、蠖屈新誌、鳥取読売新聞、山陰新報などである。ただ、これらの新聞の多くは各種の取り締まりによって記者の投獄や新聞の発行停止処分などが相次ぎ、いずれも短命に終わった。

（2）近代型新聞の発行

① 山陰隔日新報

1883年（明治16年）6月に、^{おうみ} 邑美郡元魚町（現：鳥取市）で創刊したのが山陰隔日新報である。山陰隔日新報社は山陰新報の印刷設備を譲り受けて設立されたものであり、山陰新報社からの社員や記者も多く、両社の間にはつながりがあったとみられている。山陰隔日新報もこの頃の他の新聞と同じく、反官的な内容であったため、発行停止や編集人の処分が頻発した。

1885年（明治18年）11月に、山陰隔日新報は

364号を最終刊とし、365号からは鳥取新報と改題した。この頃から内容は報道が中心となり、全体として穏健なものに変化していった。1895年（明治28年）には鳥取新報は日刊発行を実現し、1917年（大正6年）に株式組織となった。

② 米子で創刊された新聞

米子町では1894年（明治27年）以降、3紙が創刊された。1894年に松江で印刷業を開いていた福田英太郎が印刷設備を米子に運び、同年2月に創刊したのが米子毎日新聞である。1904年（明治37年）に創刊したのが米子角磬^{かくばん}日報であり、日報とはいいながら3日に一度程度の発行であったとみられ、1910年に廃刊した。

1907年（明治40年）11月に創刊したのが米城新報である。鳥取への対抗意識が強く、地元での取材活動を活発に行った。1908年には将来の発展を期して山陰日日新聞と改題し、印刷機を導入して紙面を拡大、本格的な新聞としてのスタートを切った。

③ その他の新聞

1892年の第二回衆議院議員総選挙の直前に発刊されたのが、因伯時報の第1号である。これは、内務省による選挙干渉に反感を持った有志が創刊したものであり、このことから因伯時報は自由民権運動を進めてきた旧自由党（後の政友会）などを援護するために発行されたという色彩が強く、以後、政友会の機関誌としての立場を強めることになる。

鳥取県で日刊を目標に発行された最初の新聞は山陰毎日新聞である。1890年（明治23年）の創刊であり、前年に市制施行した鳥取市に本社を置いた。1889年には隔日発行を予定して鳥取新聞が創刊しているが、自由党の政党機関紙的な色彩

が強く、早くから報道主義体制をとっていた鳥取新報に押され気味であった。

1908年（明治41年）には鳥取市で山陰毎日新聞が創刊したが、これは1890年に発行された同名の新聞とは異なるものである。この山陰毎日新聞は経営難が深刻であったため、創刊からほぼ1年ほどで廃刊した。

米子町では、山陰日日新聞を退社した梅田忍齊によって1923年（大正12年）に山陰民報が発行された。翌年には山陰毎日新聞に改題したことになるが、詳細は不明である。

境町周辺では1890年（明治23年）に境港物価日報、1893年には境物価日報、さらに1897年に境商況新報が創刊した。境商況新報は1898年（明治31年）に境商況新聞と改題している。大正時代初期には隠伯新報が発刊され、後に日海新報と改題、1939年（昭和14年）頃まで継続したとみられている。

（公社）中国地方総合研究センター 広実 孝
（中国電力株式会社より出向）

《参考文献》

- 鳥取県『鳥取県史 近代 第1巻 総説篇』（昭和44年）
- 〃 『 〃 第2巻 政治篇』（昭和44年）
- 〃 『 〃 第3巻 経済篇』（昭和44年）
- 八村信三／鳥取市役所『鳥取市史』（昭和18年）
- 鳥取市役所『市史 鳥取市七十年』（昭和37年）
- 米子市役所『米子市史』（昭和17年）
- 米子市史編さん協議会『新修米子市史 第三巻 通史編 近代』（平成19年）
- 倉吉市史編纂委員会『倉吉市史』（昭和48年）
- 境港市『境港市史 上』『境港市史 下』（昭和61年）
- 岩美町誌刊行委員会『岩美町誌』（昭和43年）
- 安達三二／日南町史編纂審議委員会『日南町史 近代 政治経済1』（昭和59年）
- 用瀬町『用瀬町誌』（昭和48年）
- ほか、各市町村史・誌、社史など